

令和元年 第5回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和元年5月24日(金) 午後1時57分
2. 場 所	峰行政サービスセンター 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、齋藤委員 (欠席) 一宮委員
4. 出席者	永留教育長、阿比留教育部長、八島次長兼教育総務課長、糸瀬学校教育課長、庄司生涯学習課長、川辺文化財課長
5. 会議書記	扇課長補佐
6. 閉会日時	令和元年5月24日(金) 午後3時03分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第19号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第20号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第21号 対馬市教育支援委員会委員の委嘱について
日程第 7	議案第22号 令和2年度使用小・中学校教科用図書採択の採択事務について
日程第 8	議案第23号 対馬市社会教育委員の委嘱について
日程第 9	議案第24号 対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第10	報告第 2号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第11	その他

永留教育長	<p>ただいまから、令和元年第5回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、佐伯委員さん及び齋藤委員さんを指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は、本日一日にしたいと思ひます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしのようです。したがって、会期は本日5月24日の一日といたします。会議運営につきましてご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。</p> <p>資料2ページをお願いします。</p> <p>4月の16日都市教育長会議が長崎市の方でありました。この中で私達も検討しなければならない、2022年、令和4年に成人年齢が引き下げになります。そこで、成人式どう運営していくか。令和4年は18歳19歳20歳の子どもたちが対象となりますので、その最初の年がどのようになっていくのかという問題とまた、18歳で成人式をするのか、今までどおり二十歳の集いで式典を行っていくのか、各市にて意見交換を行いましたけど、どの市もはっきりとした方向性は出ておりませんでした。これから対馬市としても大きな検討課題となってくると思ひます。17日には市町教育委員会連合会理事会、これは先日参加していただいた総会の議案についての検討を行っております。午後から県教育長合同会議がありましたけれども、この中であったのは働き方改革、これに関しまして文科省の方から勤務時間の上限に関するガイドラインが出されました。超過勤務時間を月に45時間以内、年360時間以内とするようなガイドラインが出されましたので、県下的にはこの時間に向かって勤務時間の短縮を行っていくような方向で進んでおります。しかし、どういう手段でやっていくのかという部分については、まだまだ未確定な部分がたくさんあります。それから18日に新採職員との意見交換会がありましたけれども、これは市の新採職員との意見交換会でありまして、市長・副市長・教育長この3名と新採職員で意見交換を行いました。それから24か</p>

ら26日まで区長会議がありまして、これは対馬市の各部署ごとに取り組の説明をいたしまして、行政への理解と協力をお願いしたところです。それから26日に離島甲子園実行委員会がありましたけれども、ご存じだと思いますが、この8月19日から22日まで対馬で離島甲子園が開催されます。全国から23チーム、対馬から2チームの合計25チームで大会を実施する方向で進めております。選手や監督保護者を含めて650名の来島者があるだろうと言うところで進められております。それから5月8日天然記念物ひとつばたご自生地視察で記載しておりますけれども、ひとつばたご自生地が害獣に被害に遭っているということで、何らかの対策が必要だろうと言うことで視察を行いました。非常に荒れておりまして、根がむき出しになっているようなところもありますので、防護柵等の検討をしていかなければならないというふうに思っております。それから11・12日に中体連の球技・武道大会が行われました。優勝校及び県大会の出場校だけ紹介をしておきます。バレーは男子が大船越中、女子は優勝が仁田中、準優勝が西部中で2チーム県大会に出場します。バスケットの男子が久田中、女子が厳原中、テニスの男子は優勝が仁田中、準優勝が豊玉中で2チームが県大会に出場します。テニスの女子が佐須中、それから剣道は男女とも厳原中が優勝しております。次3ページをお願いします。15日に文化財保護審議会が実施されまして、主に今年度の文化財課の主要事業についての説明を行っております。その中で今年度の大きな行事として、赤米サミットが11月18日に対馬市で開催される予定です。この赤米に関する情報ですけれども、赤米は岡山県の総社市と鹿児島県の種子島、南種子町と対馬市の2し1町で赤米の日本遺産登録を目指しているわけですが、最近来た情報では今年度不採択となったということで、来年度の採択に向けての取り組みを進めていく動きを作っていこうことになっております。午後から対馬高校講話と書いておりますけれども、対馬高校の研修会に学教課長と一緒に参加をしました。その中で中高連携であるとかふるさと学習であるとか、そういうことを中心に対馬市教委の考え・思いを伝えてきております。それから21日には、県教委連総会と合同研修会がありまして教育委員さんにも参加していただきました。ありがとうございました。

以上で教育長の諸報告を終わります。

報告事項について、何か質疑等ありましたら、「その他」の項でお受けしたいと思います。

	<p>続きまして、日程第4、議案第19号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、議案第19号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例案を対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしまして、この改正は、学校等の統廃合に係るもので、学校統廃合は、対馬市立学校及び幼稚園統合推進計画に基づき進めているところでございます。</p> <p>令和2年度から浅海中学校の大山地区を大船越中学校に、それ以外の地区を豊玉中学校に統合するものでございます。なお、令和2年度においては、大山地区の1、2年生が在籍しておらず、3年生が卒業の年度となることから特例として大山地区の生徒についても豊玉中学校へ通学する予定としております。</p> <p>平成30年6月の第1回保護者説明会を初回としまして、保護者説明会を2回、そして、各地区での地区説明会を経て31年3月11日付で浅海中学校の統合に係る同意書を関係11地区の区長と取り交わすことができました。</p> <p>よって、関係条例につきまして、今回の改正を行うこととなります。</p> <p>6ページに一部改正条例の新旧対象表を示しております。</p> <p>右の表の下線部分が削る箇所でございます。</p> <p>5ページにありますように、条例の効力を発生させる施行期日を新年度からの令和2年4月1日としております。この内容で議会のほうに一応提示したいと思っておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いたします。質疑等ありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>よろしいですか。</p> <p>通学の関係はどのような形でまとまったか教えていただいてよろしいですか。</p>
八島次長	<p>今、通学、スクールバスについては、また、新たな行程を踏まんといかんものですから、この1年間をかけて組み直す必要があるところで、今、担当課のほうでまた協議をされています。</p>

佐伯委員	なるほどですね。
八島次長	はい。通常は、大山地区は大船越へ行くところでございますので、また、令和2年だけ豊玉地区と一緒に通うものですから、行程が1年だけ変わる可能性があります。
佐伯委員	そうですね。大山からになると、また10分、15分ちょっと遠くなるので。
八島次長	バス停が大山入口にありますので、大山に入ってからという形になります。
佐伯委員	そうですね。
吉野委員	3年生だけが。
八島次長	3年生1名が大山地区におりまして、あと、1、2年生がいないので、一緒に卒業したいという意向があるものですから。
吉野委員	来年は3年生が一人になるわけなんですか。
八島次長	卒業年度の3年生の時に。
吉野委員	わかりました。
永留教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。——ほかにないようですので、これから、議案第19号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第19号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例」について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第20号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、続きまして議案第20号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」について提案理由とその内容を説明いたします。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例案を対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>旧南陽中学校教職員住宅は、平成23年3月の閉校後、教職員は入居しておりません。今後の入居も見込めないことから、市長部局への</p>

	<p>財産移管手続が終わっております。</p> <p>内容につきましては、9ページからの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>旧南陽中学校の琴地区につきましては、教職員住宅が1戸残っております。それで、表中右側の「現行」と書いている中で、番号94番の教職員住宅を普通財産へ移管したことにより、教職員住宅管理及び使用料条例から削除するものでございます。これによりまして、教職員住宅は、条例上111棟186戸となります。</p> <p>8ページに附則といたしまして、改正後の条例の施行期日を交付の日から施行としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。</p> <p>質疑等ありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>佐伯です。今、ここに上のほうの一覧表を載せていただいているんですが、この中で実際に住まわれているところは何箇所ぐらい。</p>
八島次長	<p>この上対馬地区で行きますと、実際に住んでいるのが、一般の人も含めて25戸。</p>
佐伯委員	<p>25戸。</p>
八島次長	<p>はい。</p>
佐伯委員	<p>じゃあ、かなり埋まっているんですね。</p>
八島次長	<p>そうですね。34戸に対して25戸詰まっている、上対馬地区がですね。</p>
佐伯委員	<p>こちらは、やはり今でもある程度、教育委員会のほうで保有しておかないといけない形にはなっているんですか。</p>
八島次長	<p>基本的な流れとしましては、学校が閉校をして、その閉校先のほうの学校に、その教員がいたものは移管するところなんですけど、この場合ちょっと離れているところもありまして、隣接したところの教職員住宅なので、現在も入居がないというところもありまして。それについても、普通財産に移管して有効活用できればということで。</p>
佐伯委員	<p>もう、有効活用という観点では、もう、ある程度一定期間入居がない分については同じように、もう普通財産のほうで活用の幅が広がるんじゃないかなというふうに。よくいろんな人と話すと、やっぱり、住みたくてもその場所がないというふうなことで二の足を踏まれる場合もある。なかなかマッチングが難しいという点で、より活用できる方法、方向に持っていったほうがいいのかというふうに感じたりするもんでですね。</p>

八島次長	<p>そうですね。建物、古いものも結構ありまして、実際、入居できない状況のものもたくさんあるもんですから、移管してもなかなかお貸しできるというのは限られているかなとは思いますが、不要となった分、教育委員会のほうで、使用しない部分についてはなるべくそういう形で普通財産として有効活用できればと。</p>
佐伯委員	<p>そうですね。またよろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですから、これから議案第20号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第20号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第21号「対馬市立教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。それでは、議案第21号「対馬市立教育支援委員会委員の委嘱について」提案をいたします。</p> <p>本資料の11ページから13ページを御参照いただければと思います。</p> <p>対馬市教育委支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、別紙のとおり、12ページに示しておりますけれども、対馬市教育委員会支援委員会委員に委嘱をしたいので、教育委員会の承認を求めるところでございます。</p> <p>本資料の13ページ示しておりますけれども、同条例第1条の内容から教育委員会設置の目的を確認いたします。</p> <p>この教育委員会は、幼児、児童及び生徒で心身障害等のため、教育上特別の配慮を要する者に対し、適正な就学指導や必要な教育的支援を行うために、対馬市教育委員会に設置されるものでございます。</p> <p>同条例第3条ですけれども、この委員会が15人以内で組織されること、また、委員は学識経験を有する者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員、児童福祉施設の職員、学校医、その他の者に委嘱することが定められております。</p> <p>そこで、12ページを参照ください。本年度の委員の案を載せてお</p>

	<p>ります。</p> <p>右側には、前任者を載せております。御参照いただければと思います。</p> <p>以上でございます。ご承認方よろしくお願ひいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひをします。</p> <p>質疑等ありませんでしょうか。</p>
会場	<p>「なし」の声</p>
永留教育長	<p>ないようですので、これから議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第21号「対馬市立教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第22号「令和2年度使用小・中学校教科用図書採択事務について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。令和2年度使用小・中学校教科用図書採択に係る組織等について、別にお配りをしております、令和2年度使用小・中学校教科用図書採択にかかわる資料を用いてご説明をいたしたいと思ひます。</p> <p>まず、別にお配りしている資料の6ページをお開きください。</p> <p>図を示しております。小学校では、新学習指導要領の全面実施により、令和2年度から全ての教科で新しい教科書を使用しての実施となります。つまり、本年度は小学校の全ての教科書と中学校の特別の教科、道徳を除く全ての教科書の採択となります。</p> <p>しかしながら、中学校の教科書につきましては、平成30年度点検において新たな図書の申請がありませんでしたので、基本的に平成26年度検定合格図書等の中から特別の教科、道徳以外の採択を行うということになります。</p> <p>なぜ、新たな図書の申請が行われなかったかといいますと、中学校では、新学習指導要領が令和3年度に全面実施されるという、このことを受けまして、今年度図書の検定、来年度の教科書の採択という新しい流れが発生をしているためでございます。</p> <p>そこで、本年度の中学校の教科書採択につきましては、4年間の使用実績を踏まえつつ、前回の平成27年度採択における調査研究、調査選定の資料を活用して行うということになります。</p>

そこで、本年度の中学校の教科書採択につきましては、4年間の使用実績を踏まえつつ、前回の平成27年度採択における調査研究、調査選定の資料を活用して行うということになります。

それでは、具体的な組織等についてご説明を申し上げます。

同じ別冊資料の1、2ページから順に御説明をいたします。ここに示しております、対馬市教科用図書採択協議会規約にのっとりまして、永留教育長を委員長として教育委員2名、保護者代表4名、地域代表3名、学識経験者2名の合計12名でもちまして採択協議会を組織することといたしました。委員のお名前等の詳細につきましては、さらに別添の資料、2枚物の資料がございますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

それから、教科用図書採択協議会の規約第6条、一番下に書いてありますが、第6条によって本協議会の中の研究機関として調査委員を置くことといたしました。調査員は、教諭等、教育に関し専門的な知識を有する者の中から会長が委嘱し、教科書の調査研究を行い、採択協議会に報告をするということになっております。

また、次のページ、第7条によりまして、諮問機関といたしまして、教科用図書選定委員会も別に設置をしております。

選定委員は、校長等教育に関して専門的知識と識見を有する者を会長が任命し、調査員の選定資料をもとに調査選定を行い、採択協議会に報告することとなっています。

選定委員、それから、調査委員のお名前等の詳細についても先ほどご紹介をいたしました2枚物の別添資料をご覧ください。

次に、3ページをお開きください。

教科用図書採択事業の日程を示しております。本日の定例教育委員会で承認をいただいた後、6月7日に第1回教科用図書採択協議会、次いで、6月12日に第1回調査委員会議、7月16日に第1回選定委員会、8月16日に第2回教科用図書採択協議会、8月23日の定例教育委員会会議で採択教科書が決定され、9月1日以降に公表という運びになります。

なお、教科用図書見本の展示については、このスケジュールの中に示しておりますが、6月14日から7月12日の期間、教科用図書見本を厳原、これは、南地区教育事務所の中になります。それから、峰、これは対馬市教育委員会事務局、そして、上対馬、これは上対馬地区公民館の3カ所で展示をいたしたいと思っております。

あわせて、小学校におきましても、4ブロックに分けてそれぞれ1週間ずつ巡回展示を行うこととしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

令和2年度使用小・中学校教科用図書採択についての基本方針、これを5つ掲載をしております。順に御紹介をいたします。採択に当たっては、教育基本法に定められた教育の目的及び教育の目標や学校教育法に示された普通教育の目標を踏まえるとともに、それらに基づいて改定された学習指導要領の掲げる生きる力を育むという理念に沿った教科用図書を採択すること。

2、採択に当たっては、あくまでも教育本位に行い、かつ公正にして宣伝等になどに惑わされないこと。

3、長崎県教育委員会が作成した教科用図書選定資料や対馬市独自の綿密な調査研究等の成果を活用するとともに、教職員や保護者の意見が反映されるようにすること。

4、対馬市の教育の実態、自然的、文化的諸条件を考慮し、対馬市の児童生徒に適した教科用図書を採択すること。

5、教科用図書については、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律により採択を行うことというふうにされています。

次に、採択の方法について、その下になります。7つ、7項目掲載をしております。採択の流れのおさらいになりますので、これにつきましても読ませていただきます。

(1) 採択協議会の研究期間として調査員を置くことができる。

(2) 調査員は、全種類の教科用図書について公正な立場で調査研究すること。

(3) 調査員は、調査研究した報告をまとめ、採択協議会に報告すること。

(4) 採択協議会の諮問機関として選定委員会を設けることができる。

(5) 選定委員会は、採択するための資料を作成し、採択の適性を期する。

(6) 選定委員会は、調査員の報告をもとに公正な立場で調査選定を行い、その結果を採択協議会に報告する。

(7) 採択協議会は、教科用図書採択についての最終審議を行い、結果を教育委員会に報告する。ということでございます。

最後に、5ページをお開きください。

結果の公表についてでございます。

	<p>1、採択結果の一覧表につきましては、対馬市広報誌つしまで公表をいたすこととしております。なお、2の対馬地区教科用図書採択協議会規約。それから、3、令和2年度使用小・中学校教科用図書採択組織。4、令和2年度使用小・中学校教科用図書採択について。5、調査研究の結果、6、調査選定の結果。7、教育委員会会議録。8、採択協議会委員、選定委員、調査員の名簿。</p> <p>この2から8につきましては、開示請求があれば可能な範囲で開示をするというふうにしております。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いをいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いをします。</p> <p>質疑等ありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>質疑等ないようですから、これから、議案第22号を採決します。お諮りします。議案第22号「令和2年度使用小・中学校教科用図書採択事務について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第23号「対馬市社会教育委員会の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
庄司課長	<p>資料のほうは18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第23号「対馬市社会教育委員会の委嘱について」、対馬市社会教育委員条例第4条の規定に基づき別紙のとおり対馬市社会教育委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしまして、社会教育委員に校長会代表として校長会副会長に委嘱しておりますけれども、校長会の役員変更に伴い、別紙のとおり委嘱したいものです。</p> <p>次ページをお願いいたします。</p> <p>今回、委嘱する方は、校長会長に就任されました、厳原中学校長の西山篤氏でございます。なお、任期につきましては、前任者の在任期間で令和元年6月1日から令和2年3月31日まででございます。</p> <p>ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。</p>

永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。 質疑等ありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	質疑等ないようですから、これから議案第23号を採決します。 お諮りします。議案第23号「対馬市社会教育委員会の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第9、議案第24号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
庄司課長	資料のほう20ページをお願いいたします。 議案第24号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」、対馬市公民館条例第13条の規定に基づき、別紙のとおり対馬市公民館運営審議会委員を委嘱したいので教育委員会の承認を求めるものでございます。 理由といたしましては、公民館運営審議会委員に校長会代表として校長会副会長に委嘱しておりました校長会役員の変更に伴い、別紙のとおり委嘱したいものです。 次ページをお願いいたします。 今回、委嘱する方は、校長会副会長に就任されました厳原小学校長の田中宏樹氏でございます。任期につきましては、社会教育委員と同様に前任者の在任期間で令和元年6月1日から令和2年3月31日まででございます。 ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。 質疑等ありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	質疑等ないようですから、これから議案第24号を採決します。 お諮りします。議案第24号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第10、報告第2号「要保護及び準要保護児童生

	<p>徒の認定について」の報告を行います。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。</p> <p>資料22ページから24ページをごらんください。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定についてお諮りしたいと思います。なお、校種別、それから学校別の児童生徒指名を別の資料としてお配りをしております。ご参照いただければと思います。なお、この資料については、この会終了後に回収をいたしますので、ご了承ください。</p> <p>今回は、平成31年3月31日現在の継続認定者数と4月の入学予定者のうち、申請のあった新たな認定者についてご報告をいたします。</p> <p>資料の23ページ、それから24ページは、数字を示しております。そちらもあわせてご参照いただければと思います。</p> <p>小学校の準要保護認定者は、継続認定者が117名、新規認定者が20名ということで、合計137名というふうになっております。続いて、中学校の準要保護認定者は、継続認定者が87名、新規認定者は3名の合計90名となっております。</p> <p>別冊の資料で「新」と書いてある。子どもさんの名前の脇に「新」と書いてあるのが、いわゆる新規の申請者ということになります。</p> <p>次に、要保護については、小学校の要保護認定者は、継続認定者が10名、新規認定者が1名ということで、合計11名となっております。</p> <p>中学校の要保護認定者は、継続認定者が12名、新規認定者はおりませんので、合計は12名というふうになっております。</p> <p>なお、準要保護認定者の小・中学校の1年生については、今年度から新入学児童生徒学用品費の入学前支給ということができるようになりました。その対象となっております。今年度は、小学校14名、中学校31名がそれぞれ対象となっているということを申し添えます。</p> <p>以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。</p>
会場	<p>「なし」の声</p>
永留教育長	<p>質疑等ないようですから、報告第2号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告は終了いたします。</p>

	<p>続きまして、日程第11、「その他」の事項に移ります。</p> <p>まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思えます。</p> <p>お手元に6月分の事業予定表を配付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、教育総務課関係の事業予定をお知らせいたします。</p> <p>まず、2枚、裏のほうですか、18日から対馬市第2回の定例会が28日まで開催をされます。</p> <p>それから、20日が総務文教常任委員会が開催されることとなります。</p> <p>それから、23日が上対馬で行われる国境マラソンに、また、教育長も参加をされます。</p> <p>それから、月間業務として教育委員会の点検評価業務の準備等の事務を行っています。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>学校教育課、お願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。学校教育課でございます。6月の予定をご報告いたします。</p> <p>まず、3日、4日ですけれども、都市教育委員会、学校教育課長等会議で私が出張いたします。</p> <p>それから、今度6月は、学校経営訪問、それから、新任校長校訪問というふうに立て続けに行われます。5日、6日の校長会、教頭会を挟んででございます。それを含めてですけれども、6月の10日、西小学校、それから、6月の11日、仁田中学校、それから、裏面に参りまして、17日、豊小学校、それから、27日、大船越小学校といったところに私ども学校教育課の指導主事、教育長ももちろんですけれども、指導班全員出向いて授業を視察したり、あるいは、校長等と、あるいは、職員に対する指導を行うということが含まれています。</p> <p>そのほかといたしましては、4日、9日、中大会の陸上大会、峰の陸上競技場で実施をされます。そのほか、養護教諭の研修会であったり、14日の小学校プログラミング地区別研修会等が行われます。</p> <p>それから、6月25日には研究指定を受けております仁田小学校に対する中間指導も実施をすることとしております。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>次、生涯学習課、お願いします。</p>

庄司課長	<p>それでは、生涯学習課の事業予定を報告いたします。</p> <p>まず、4日と5日に青少年劇場を開催いたします。4日は対馬市公会堂にて、5日は交流センターイベントホールでの開催です。</p> <p>今年度の開催内容は、劇団たんぼぼによります演劇で、中学生を対象としております。本日、この青少年劇場のチラシのほうは、本日届きましたので、配付させていただいております。後ほどごらんください。</p> <p>14日に対馬市青少年健全育成連絡協議会第1回理事会を開催いたします。</p> <p>月間行事といたしまして、毎月のことですけれども、夢づくり補助金の交付決定事務、そして、7月に開催いたします島交流支援事業の準備作業を行います。その他、各種体育施設、文化施設の管理業務を行ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
永留教育長	文化財課、お願いいたします。
川辺課長	<p>文化財課のほうは、ここに上げるほど大きな事業は6月はないんですけど、大体6月の第1週目に博物館推進建設課と、あと、星野建設と一緒に金石城跡、主に城壁、やぐら門から城壁の内側の除草作業を、今、日程調整中です。</p> <p>それから、6月21日に佐須中学校が矢立山古墳群のボランティアで清掃作業をしてくれていますので、一応そこに行って、ちょっと清掃作業をしようと思っています。</p> <p>あと6月26日、姫神山砲台跡を観光物産協会と一緒に除草作業をしたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。
佐伯委員	学校教育課のほうに書いてあるんですけど、14日に小学校のプログラミング教育地区別研修会ということで書いていらっしゃるんですが、再来年度から入るんですか。
糸瀬課長	そうです。学校によってはもうやっている、近いところをやっているものもあるんですけど、そういうことなんです。そういう予定にしています。
佐伯委員	そうですね。これで苦勞なされる先生もたくさんいらっしゃるのかなというふうに、教材次第というところもあるんでしょうけど、そのあたりはどうなんでしょう、これから研修会は数多く予定されている……。
糸瀬課長	そうですね。数的には、今はまだ計画している段階ではないので、今

	<p>から教員研修に向けてという、県も動いておりますし、対馬市としてもコンテンツ、その素材、プログラミング教員に対するプログラミングを進めるための素材というものを、今、準備を進めておりますので、そういったものも含めて、公の研修会という場面もそうでしょうし、あるいはネット上にそういったものを公開をして、先生方、自由にアクセスしてくださいとか、そういった形での研修ができれば、時間の制約もなく資質向上が図れるかなというふうには考えております。</p>
佐伯委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>ほかにはありませんでしょうか。ないようでしたら、以上で事業予定の報告は終わりました、事務局のほうから、その他の何かありませんでしょうか。</p>
川辺課長	<p>文化財課からご報告いたします。</p> <p>先月の教育委員会会議で委員から質問がありました、指定文化財の所有者の件なんですけど、宗家墓所は万松院、お船江跡は個人、清水山城跡、金石城跡及び庭園は対馬市の所有となっております。もちろん、博物館建設予定地も金石城跡として含まれますので対馬市の所有です。</p> <p>指定文化財の所有者につきましては、対馬市教育要覧の後ろのほうに載っていますので、一覧で載っていますので、また何かの折があったら目にさせていただいたらと思います。</p> <p>それと、姫神山砲台跡に金田城と同様に同じようにリーフレットを置いて、訪問者の人数把握をしたらどうだろうかという案につきまして、金田城については、国の指定の折に国庫補助でそれ相応のリーフレット作成の予算というのがあって、それができたのでリーフレットをつくっているそうで、現在、姫神山砲台跡については、当課で作成したリーフレット等はまだなくて、今後の課題というか、今、検討していく必要があるかなと思っっているんですけど、近代化の近代化遺産、それが、まだほかにも幾つかありまして、その動き次第によっては、それらを包括したものも含めてつくっていくという方向性も出てくるので、今、ちょっと姫神山だけをすぐつくるというのは、ちょっとしばらく検討の時間をいただけたらなと思っっているところです。</p> <p>最後に近況報告なんですけど、先日、文化財保護審議委員の方々と姫神山砲台跡を視察する機会がありまして、市の文化財に指定された場所に続く市道の状態が余りいいものではないので、そのままだったら、ちょっと車の進入には注意が必要だろうなという意見があって、入口下の姫神山の案内板のところに簡単な注意喚起の、車で行くときにはなるべく歩いてお上がりくださいというような注意喚起の標識というか、つく</p>

	<p>るように、今、進めているところです。</p> <p>建設部、管理課のほうとも話をちょっとしたんですけど、市の文化財にことし指定になったということで、財政とかとの交渉に理由づけができて交渉しやすくなったのではないかということで、今後、積極的に取り組んでいってくれるような話でしたので、文化財課の方としてもちょっと期待をかけているところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
佐伯委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>それについて一つよろしいですか。リーフレットを確かに置くとなると印刷をしたりとか、雨よけだったりとか大変だと思うんですが、最近、もう携帯電話が復旧しておりますので、できれば、QRコード、そこにしか置いていないQRコードでホームページに誘導して、その数をとるとか、そういうふうになるとかなり予算が抑えられると思うので、そこでしか見れないホームページというふうな形とかをなさると、また、効果も高くなると思うので、もし、予算要求されるときにそういったふうな隙間があれば入れていただければ。</p>
川辺課長	<p>また勉強させてもらいたいと思います。</p>
永留教育長	<p>事務局からほかにはありませんでしょうか。ないようでしたら、委員さん方から何かその他の事項でありませんか。</p>
齋藤委員	<p>離島甲子園についてなんですけども、この夏最大の、多分、対馬の大きいイベントとなるのは間違いないんですけど、例えば移動手段だったり、宿泊場所の確保とかは、そういうのはもうされているのかなというのをちょっと、大分、おもてなしは対馬市挙げてしないといけないと思いますので、そういったもし状況がわかれば教えていただきたいなと思ひまして。</p>
庄司課長	<p>この事業も担当課のほうは別の政策企画課のほうになるんですけども、作業部会のほうでそちらの部会もあると思いますので、移動手段とか宿泊については確保されているというふうに考えております。</p> <p>会場が、峰以南の野球場4カ所で試合を行うようになりますので、そちらのほうも各宿舎のほうを出発した時間とかを考慮しまして試合の日程も組んでいるというような状況でございます。</p>
齋藤委員	<p>わかりました。</p>
永留教育長	<p>宿泊とか輸送関係は、今、外部の業者に委託をして進めているところです。</p>
齋藤委員	<p>エアー・トラベルさんとかそういう感じ。</p>
永留教育長	<p>そういう旅行業者にですね。</p>

庄司課長	そうですね。
永留教育長	ほか、ありませんでしょうか。
佐伯委員	<p>佐伯です。先日、教育委員研修会の折に子どもたちのITの関係で、ITとか情報の関係でどのように扱っていくべきなのかということについて委員の間で情報交換があったんですけども、皆さん、やっぱり苦労していらっしゃるのが、今は例えば学校にスマートフォンを持ち込ませるのは、もう禁止と、そして、家でも使う時間は制限しましょうというふうなことを大きな流れのなかで、まだ、そこに国とか県とか条例とか、そういったふうなものについては重きを置いているというところではあります。</p> <p>ただ、今後もう避けて通れないという意見が数点出まして、それをどう扱っていくのかというところで、実際の現場の人たちはとても大変なんだろうなというふうに感じた次第なんです。学校の先生とかは、制限をするほうにだけ力を置いたような形で、今、進めなければならないと。ただ、実際はもうほとんどの子どもが持っていて、2歳、3歳、ゼロ歳からスマートフォンに触ったりしているというふうなところではあります。</p> <p>思ったのが、指針なりをしっかりとどのように進めていくべきなのかということを出していく必要があるのではないかなというふうに感じました。それがなければ、ただ、個人個人の判断でやってくださいとなると、子どもたちにも濃淡が出てまいりますし、国等も見直す予定ではあるというふうな情報はその場でもおっしゃっていらっしゃったんですけども、いち早く取り組みを始めて対馬に合ったITの活用を子どもたちにどう進めていくのかというところを委員会としても検討していくべき時期に来ているんじゃないかなと感じておりますので、今後の検討の際にそのようなことがあるときには、ぜひ盛り込んでいただければなというふうな思いがございますので、よろしくお願いたします。</p>
永留教育長	今のは意見として聞いておくということでは。
佐伯委員	そうですね。
永留教育長	<p>今後、学校教育法を中心にやっていくでしょうから、指針等が出るまでは、これまでどおりということで進んでいきたいと思っております。</p> <p>喫緊の問題ではなくて、今後に向けて検討していかなければならない課題の一つであるということには間違いはないと思っております。もうしばらく時間をかけながら世の流れを把握しながら、教育委員会の検討をしていきたいと思っております。</p>
庄司課長	<p>今の件でちょっと情報提供よろしいでしょうか。</p> <p>先日、5月の初めなんですけれども、社会教育の担当者の会がござい</p>

	まして、その中に県のこども未来課のほうから説明がございました。県のほうでもルールづくりといたしまして、夜9時までというところで県の教育委員会と研究をしている団体といいますか組織がございまして、その中でリーフレットもしくはパンフレットを作って、周知をしていくと報告がっておりますので、何らかの形で学校のほうとかにも配布がされるものだと考えております。
佐伯委員	そうですね。
永留教育長	今の家庭教育に関しての……。
庄司課長	そうですね。家庭でのルールづくりといいますか、ある程度の基準です。今まで示されていなかったもので、9時なら9時、10時なら10時ということで基準を示しておいたほうがいだろうという指標です。
佐伯委員	<p>そうですね、政策課も9時までというルールはあるけれどもというふうなことは確かにおっしゃっていらっしゃって、そのとき、白黒のペーパーでいただいた中でも、親もよく勉強をして、子どものほうが絶対に詳しいから、そして、子どもたちのグループの中で制限をかけても、結局、制限をする意味がない。親がわからないので、どうやって検証をするのか、ストップをかけるのか、例えばWi-Fiの電源を切る時間をつくりましょうとおっしゃってあっても、子どもが勝手に入れてしまえば夜中でも使えるわけで、そのあたりをどうするすのかというところでさまざまな機能を使ったり勉強をしたり、もしくは、子ども同士、上級学年に役目を持ってもらって勉強をさせて、その下級生に指導をするというふうなことなどを、今、検討して取り組んでいらっしゃるというお話をされていらっしゃったです。</p> <p>メディアパトロールということだったりとか、そういったふうな県警と連動した形でのメディア、その情報機器をどう使うのか、危険なことにどう巻き込まれないのかということを実効性のある形でやっていかなければならないというふうなことが、割と突っ込んだ話し合いの中でされておりましたので、またぜひ、その県の担当者の方からもどんどん連携をしていただいて、対馬市のほうでもそれをちょっと進めていただけたらいいなというふうに思いました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
永留教育長	学校、在校時間とのスマホ等の扱いに関しては、学校教育課が、また、校長会あたりと連携しながら原案をつくっていくと思うんですけども。
佐伯委員	そうですね。
永留教育長	家庭教育に関しては、県から来たルール、それは参考にもしていいけ

れども、やはり親の意識改革を図るためにも、やはりPTAと生涯学習課なり、一緒につくっていくという形でPTAの意識改革を図るということも大事だろうと思うんです。

だから、そういう県から来た資料をもとにしてPTAあたりに働きかけをして一緒につくっていく、親の意見も聞きながら、そういう動きもつくっていただきたいなというふうに思います。

別件、ありませんでしょうか。ないようでしたら、これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第5回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)